

第3部

共存・協働のまちづくりを推進するための しくみ



第1部では、「共存・協働のまちづくり」に関する基本的な考え方と、刈谷市がめざす姿について示しました。第2部では、その「共存・協働のまちづくり」を進めるため、「ココロ」の存在を示しながら、6つの重点課題について、さまざまな人や組織がどのように取り組んでいくことが必要なのか、「共存・協働のまちづくり」の実現のためのビジョンを描きました。

そして第3部では、そのビジョンが、施策や地域の活動として実現し、さらに発展していくために、各主体のまちづくり活動を評価・検証し、改善していくための体制の構築とその運用について、考えてみました。



第1章 「共存・協働のまちづくり」を推進する体制の構築

1-1 市民主体の組織体制

(1) 「共存・協働のまちづくり」の推進は、「自分ごと」と「つながりあい」を基本にします。

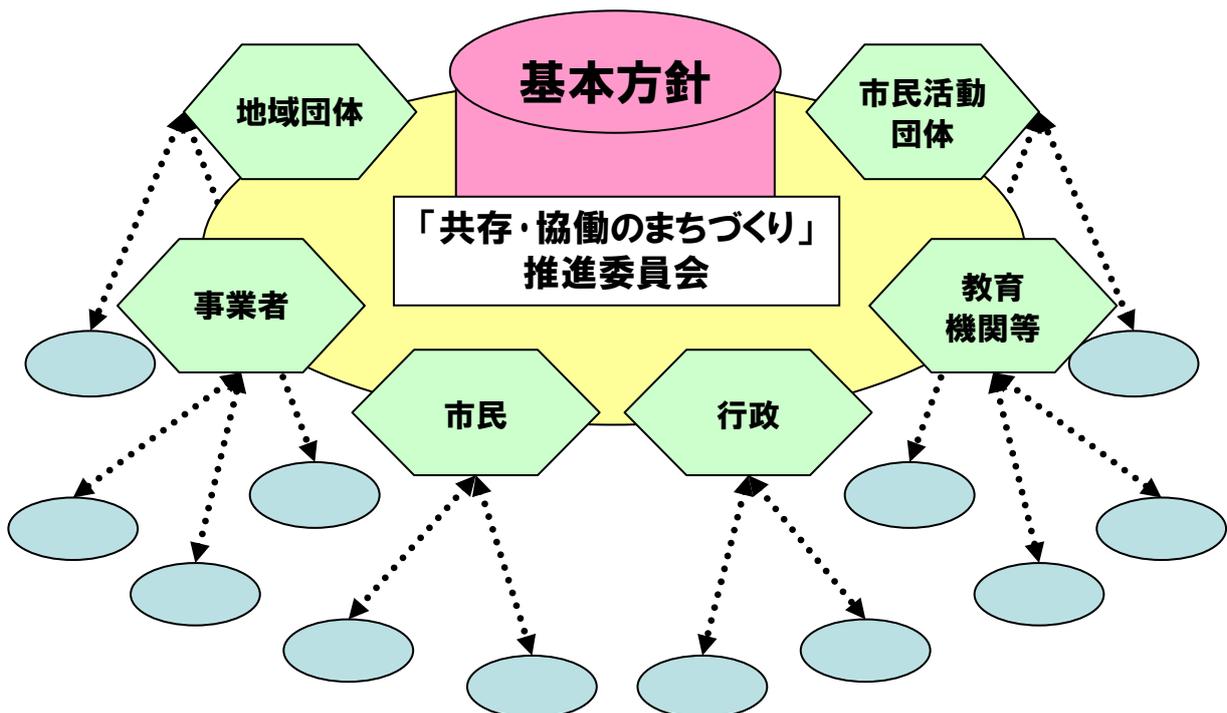
「共存・協働のまちづくり」を実現するためには、地域団体や市民活動団体、事業者や教育機関など、刈谷のまちづくりを担う各主体が、必要なことを自分たちで解決していく一方で、それぞれがつながりあい、情報を共有しながら、連携してまちづくり活動を行っていく必要があります。今回の基本方針の推進も同じように、「自分ごと」と「つながりあい」を基本にします。

(2) 市民主体の「共存・協働のまちづくり」推進委員会を設置します。

「共存・協働のまちづくり」を推進していくために、各主体の関係者を委員とした「共存・協働のまちづくり」推進委員会（以下、推進委員会）を設置します。

推進委員会は、基本方針のめざす姿を軸として、各主体が軸になって行っているまちづくり活動の状況、行政側の協働事業の進捗報告など、共存・協働の推進に関する必要事項を、各主体がそれぞれ対等な立場で話し合い、意見交換を行うことができる場です。基本方針に掲げた取り組み方や浮かび上がった課題について話し合い、お互いの力を活かしあって効果的な改善や新たな方策を進めていきます。

図5 各主体が対等な立場で意見交換を行う場



それぞれの主体が活動の状況を把握して、「共存・協働のまちづくり」を進めていきます。

1-2 市民への理解・参加の推進

「共存・協働のまちづくり」が進む第一歩は、市民のみなさんに、まちづくり活動の存在を知っていただくことです。例えば、暮らしやすいまちにするために地域で活動している自治会があること、公共サービスの新しい担い手として活躍しているボランティア団体があること、地域住民と一緒にになって社会貢献活動を行っている企業があること。相手の存在に気づき、その存在を認めることから、「共存・協働のまちづくり」が始まります。

市民のみなさんのまちづくり活動や「共存・協働のまちづくり」のあり方について、ホームページや広報紙など、さまざまな媒体を活用すると共に、地域のつながりや団体間のネットワークといった、市民ならではのコミュニケーションを活かした啓発を図ります。

また、まちづくり活動に関心を高め、多くの人たちに楽しみながら活動に参加していただけるような仕組みを検討することにより、市民一人ひとりが、地域の課題を「自分ごと」として行動するまちをめざします。

1-3 行政における組織体制

(1) 「共存・協働のまちづくり」を推進するための条例を制定します。

市民のみなさんと一緒に考えて考えたこの基本方針に基づいて、行政としての共存・協働についての基本理念、各主体の役割と主体間の関係や、行政の施策について定めた「(仮称) 共存・協働のまちづくり推進条例」を制定します。

(2) 行政内に「共存・協働のまちづくり」を推進する組織を設置します。

さまざまな分野にわたる各主体との協働を進めるためには、協働推進調整部署のみではなく、各関係部署がそれぞれ自律的に協働を進める必要があります。

そのために、行政内において協働意識を浸透させ、市内における協働事業がさらに発展していくため、(各部署にわたる横断的な) 共存・協働のまちづくり推進組織を設置し、「共存・協働のまちづくり」の積極的な展開をめざします。



第2章 「共存・協働のまちづくり」を推進する体制の運用

2-1 基本方針の検証・改善の仕組み

(1) 推進委員会による検証・改善

推進委員会を定期的を開催し、基本方針全体の施策の状況を検証します。各主体が取り組むべき共通課題や個別課題について、各主体ならではの視点を活かしあうとともに、意見交換を行いながら検証・評価を行います。

また、「共存・協働のまちづくり」の実現に向けて、実際の現場ではどのように取り組んでいるのか、生の声を実感するため、必要に応じて関係者や関係組織などに出席していただき、単なる評価・検証だけでなく、よりよい改善を推進するための学びあいの場となることをめざします。

(2) 情報の公開

推進委員会において議論された内容やその関連情報については、刈谷市ホームページなどで情報を公開し、広く市民と共有を図ります。

(3) 市民の参画

「共存・協働のまちづくり」に関して意見や提案がある場合は、その内容を受け付け、必要に応じて推進委員会の議題として取り上げます。また、市民の想いを広く聴くため、「しゃべり場」など一般市民が広く参加できるような機会を設けます。

2-2 行政施策の推進

行政が行うべき協働施策の具体的な取り組みと目標について、推進委員会からの意見や提案を反映しながら検討します。また、推進委員会へ進捗状況を報告し、課題解決にむけた改善を繰り返していきます。

行政が策定する他の計画においても、共存・協働の意識が盛り込まれるよう、各部署へ働きかけていきます。

2-3 基本方針の見直し

推進委員会において検証を行っていく中で、必要が生じた場合には、基本方針自体の見直しを検討していきます。

